社会福祉法人なごみ福祉会 せせらぎ事業部 苦情解決マニュアル

	第三者委員	苦情解決責任者	苦情受付担当者	その他の職員
① 苦情解決制度の		重要事項説明書およびパン		法人事業の提供に当たり、
周知・説明		フレット等への掲載によ		重要事項説明書等により苦
(要綱第6条1項)		り、苦情解決制度を周知す		 情解決制度の説明を行う。
		る。		
② 日常的な、苦情			日常的に寄せられる意見・要	日常的に寄せられる意見・
までに至らない			望・疑問等を、苦情または意	要望・疑問等を、苦情また
意見•要望•疑問			見・要望等連絡票(様式 5)	は意見・要望等連絡票(様
等の把握			により集約する。	式 5) により苦情受付担当
				者および当該部署のリーダ
				ーに報告する。
③ 苦情の受付	利用者からの直接受付		苦情の受付	苦情受付担当者が不在の場
(要綱第6条2項)	(要綱第7条第3号)			合等に、苦情または意見・
				要望等連絡票(様式5)によ
				り苦情受付担当者に報告す
				る。
④ 苦情内容の確認			苦情申出人に苦情の内容を	
(要綱第6条3項)			確認する。	

	第三者委員	苦情解決責任者	苦情受付担当者	その他の職員
⑤ 苦情の報告	案件を担当する第三者委	苦情受付担当者から苦情受	苦情解決責任者および第三	
(要綱第6条3項)	員は、苦情受付担当者か	付書(様式1)により報告	者委員に、苦情受付書(様式	
	ら苦情受付書 (様式 1) に	を受け、必要に応じて当該	1) により報告する。	
	より報告を受け、必要に	案件を担当する第三者委員		
	応じて助言する。	を選定する。		
⑥ 苦情受付の報告	苦情受付担当者から送付		苦情受付報告書(様式2)を	
(要綱第6条3項)	された苦情受付報告書		作成し、その内容を第三者委	
	(様式2)の内容を確認す		員に確認してもらった後に、	
	る。		苦情申出人に送付する。	
⑦ 苦情解決案の検	苦情解決責任者の求めに	苦情解決案を検討、または		
討	応じて、助言する。	検討を指示する。		
⑧ 話し合いの実施	苦情申出人または苦情解	苦情申出人との話し合いを	話合い結果報告書 (様式 3)	
(要綱第6条4項)	決責任者の求めに応じ	行う。	を作成し、同席者に話し合い	
	て、話し合いに同席し、助		の内容と相違ないか確認す	
	言する。		る。	
⑨ 業務の改善		必要な改善を指示する。		必要な改善を行う。

	第三者委員	苦情解決責任者	苦情受付担当者	その他の職員
⑩ 解決結果の報告	改善結果報告書(様式4)		改善結果報告書(様式4)を	
(要綱第6条)	により、改善状況の報告		作成し、第三者委員に報告す	
	を受ける。		るとともに、苦情申出人に送	
			付する。	
⑪ 苦情申出人が満		苦情申出人が満足する解決	福祉サービス運営適正化委	
足する解決が図		が図れない理由を説明す	員会等の窓口を紹介する。	
れない場合の対		る。		
応				
(要綱第 14 条)				
① 定期的な報告	概ね四半期ごとに苦情受		概ね四半期ごとに第三者委	
(要綱第6条5項)	付担当者から、苦情受付		員全員に、苦情受付状況およ	
	状況および解決状況等の		び解決状況等を報告する。	
	報告を受ける。			
① 結果の公表		苦情解決の対応状況を、個	苦情解決の対応状況を作成	
(要綱第6条6項)		人情報に関する事項を除	する。	
		き、法人の事業報告書に掲		
		載する。		
⑭ 日常業務の改			利用者からの意見・要望・疑	利用者からの意見・要望・
善、向上への反			問・苦情等を整理し、法人内	疑問・苦情等について、部
映			に周知する。	門ごとに業務の改善と向上
				に反映させる。